

議案第10号

飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

非常勤の特別職職員の報酬額の見直しに伴う改正

飛驒市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例

飛驒市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年飛驒市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項」に改める。

第2条中「勤務時間が4時間未満の場合は、日額の2分の1に相当する額とする。」を「勤務時間が2時間未満の場合は日額の4分の1に相当する額とし、勤務時間が2時間以上4時間未満の場合は日額の2分の1に相当する額とする。」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第7条関係）

区分	報酬	費用弁償
監査委員 識見を有する者から選任された委員 議会の議員の中から選任された委員	月額 62,500円 日額 13,000円	飛驒市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年飛驒市条例第52号）第4条の例による。
農業委員会委員 会長	月額15,000円に農業委員会等に関する法律（昭和	飛驒市職員等の旅費に関する条例（平成16年飛驒市

	<p>26年法律第88号) 第6条</p> <p>第2項に規定する業務に</p> <p>従事した時間に時間額</p> <p>1,500円以内で予算の範</p> <p>囲内で市長が定める額を</p> <p>乗じて得た額を加算した</p> <p>額</p> <p>なお、従事した時間は、</p> <p>30分以上のときは1時間</p> <p>とし、30分未満は切り捨</p> <p>てるものとする。</p>	<p>条例第61号) 市長</p> <p>等に支給する旅費</p> <p>の例による。</p>
<p>委員</p>	<p>月額12,000円に農業委員</p> <p>会等に関する法律第6条</p> <p>第2項に規定する業務に</p> <p>従事した時間に時間額</p> <p>1,500円以内で予算の範</p> <p>囲内で市長が定める額を</p> <p>乗じて得た額を加算した</p> <p>額</p> <p>なお、従事した時間は、</p> <p>30分以上のときは1時間</p> <p>とし、30分未満は切り捨</p> <p>てるものとする。</p>	
<p>農地利用最適化推進委員</p>	<p>月額12,000円に農業委員</p> <p>会等に関する法律第6条</p> <p>第2項に規定する業務に</p> <p>従事した時間に時間額</p> <p>1,500円以内で予算の範</p> <p>囲内で市長が定める額を</p> <p>乗じて得た額を加算した</p> <p>額</p>	

	<p>なお、従事した時間は、30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。</p>
教育委員会委員	月額 23,000円
小中学校 嘱託 校医	年額100,000円に担当校の児童生徒数に200円を乗じて得た額を加算した額
小中学校 嘱託 歯科医	年額70,000円に担当校の児童生徒数に200円を乗じて得た額を加算した額
小中学校 嘱託 眼科医	年額70,000円に担当校の児童生徒数に200円を乗じて得た額を加算した額
小中学校 嘱託 薬剤師	<p>年額33,000円に担当校の児童生徒数が1人から100人の場合は25,000円、101人から200人の場合は35,000円、201人から300人の場合は40,000円、301人から400人の場合は45,000円、401人以上の場合は50,000円を加算した額</p>
保育園 嘱託 園医	年額50,000円に担当園の園児数に200円を乗じて得た額を加算した額
保育園 嘱託 歯科医	河合保育園、宮川保育園、山之村保育園

	<p>年額40,000円に担当園の園児数に200円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>上記以外の保育園</p> <p>年額70,000円に担当園の園児数に200円を乗じて得た額を加算した額</p>	
飛驒市福祉事務所嘱託医	月額 48,000円	
選挙管理委員会委員		
委員長	日額 15,000円	
その他の委員	日額 14,000円	
固定資産評価審査会委員	日額 13,000円	
公平委員会委員	日額 13,000円	
スポーツ推進委員	<p>当市が主催する会議に従事した日数に日額12,000円以内で予算の範囲内で市長が定める額を乗じて得た額、その他の会議及び教室等の業務活動の従事にあつては時間ごとの額1,500円以内で予算の範囲内で市長が定める額を乗じて得た額</p> <p>なお、従事した時間は、30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。</p>	<p>飛驒市職員等の旅費に関する条例その他の職員に支給する旅費の例による。ただし、鳥獣被害対策実施隊員については、市内での出勤、活動においては費用弁償を支給しない。</p>
選挙長	国会議員の選挙等の執行	
投票管理者	経費の基準に関する法律	
開票管理者	(昭和25年法律第179号)	

投票立会人	第14条第1項各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に掲げる額。ただし、時間を単位に従事した場合は、時間額を支給することができる。
開票立会人	
選挙立会人	
期日前投票管理者	
期日前投票立会人	
社会教育委員	日額 12,000円
環境美化監視員	日額 12,000円
民生委員推薦会委員	日額 12,000円
鳥獣被害対策実施隊員	<p>年額 30,000円</p> <p>市長の要請による緊急銃猟出動</p> <p>出動時間2時間までを20,000円とし、2時間を超えた場合には、当該時点及び当該時点を1時間超える毎に3,000円を加算した額</p> <p>なお、猟銃を持参した場合は10,000円を加算した額とし、1回の出動に対する上限額は96,000円とする。</p> <p>上記以外の市長の要請による出動</p> <p>1回 5,000円</p> <p>市長が認める実施隊の組織的な活動</p> <p>市長が認める業務に従事した時間に、当該年度</p>

		<p>の4月1日現在の一般事務補助会計年度任用職員の1年目の時間額を乗じて得た額</p> <p>なお、従事した時間は、30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。</p>
<p>条例で設置する附属機関の構成員</p>	都市景観審議会委員	日額 12,000円
	行政改革懇談会委員	日額 12,000円
	特別職報酬等審議会委員	日額 12,000円
	公務災害補償等認定委員会委員	日額 12,000円
	公務災害補償等審査会委員	日額 12,000円
	生活安全推進協議会委員	日額 12,000円
	情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 12,000円
	行政不服審査会委員	日額 12,000円
	特殊旅館等建築審査会委員	日額 12,000円
	総合政策審議会委員	日額 12,000円
	農村地域工業導入促進審議会委員	日額 12,000円
	国民健康保険運営協議会委員	日額 12,000円
	農業支援協議会委員	日額 12,000円
都市計画審議会委員	日額 12,000円	

住宅建設等促進助成 金交付審査委員会委 員	日額 12,000円
公営住宅入居者選考 委員	日額 12,000円
公民館運営審議委員 会委員	日額 12,000円
文化財保護審議会委 員	日額 12,000円
表彰審査委員会委員	日額 12,000円
防災会議委員	日額 12,000円
国民保護協議会委員	日額 12,000円
子ども・子育て会議委 員	日額 12,000円
障害者自立支援市町 村審査会委員	1回 15,000円
介護認定審査会委員	1回 15,000円
介護保険運営協議会 委員	日額 12,000円
ふるさと景観保全審 議会委員	日額 12,000円
環境審議会委員	日額 12,000円
退職手当審査会委員	日額 12,000円
国土利用計画審議会 委員	日額 12,000円
小口融資審査委員	日額 12,000円
有線放送番組審議会 委員	日額 12,000円
学校給食センター運 営委員会委員	日額 12,000円

	共同街路照明施設設置事業補助金審査委員会委員	日額 12,000円		
	放置自動車等廃物判定委員会委員	日額 12,000円		
その他の非常勤の職員	1回あたり で定めるもの	15,000円以内 で規則で定める額		
	時間額で定めるもの	1,500円以内 で規則で定める額		
	日額で定めるもの	15,000円以内 で規則で定める額		
	月額で定めるもの	166,000円以内 で規則で定める額		
	年額で定めるもの	100,000円以内 で規則で定める額		
その他の非常勤の職員（医師その他の専門的かつ高度な知識、技術又は経験を有する者で規則で定めるものに限る。）	日額で定めるもの	250,000円以内 で規則で定める額	飛驒市職員等の旅費に関する条例市長等に支給する旅費の例による。	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案																
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項</u>の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。ただし、日額で定められているもので、<u>勤務時間が4時間未満の場合は、日額の2分の1に相当する額とする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項</u>の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。ただし、日額で定められているもので、<u>勤務時間が2時間未満の場合は日額の4分の1に相当する額とし、勤務時間が2時間以上4時間未満の場合は日額の2分の1に相当する額とする。</u></p>																
<p>第3条～第7条 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表（第2条、第7条関係）</p>	<p>第3条～第7条 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表（第2条、第7条関係）</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬</th> <th>費用弁償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監査委員 識見を有する者から選任された委員</td> <td>月額 <u>45,000円</u></td> <td rowspan="2">飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成</td> </tr> <tr> <td>議会の議員の中から選任された委員</td> <td>日額 <u>6,500円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬	費用弁償	監査委員 識見を有する者から選任された委員	月額 <u>45,000円</u>	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成	議会の議員の中から選任された委員	日額 <u>6,500円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬</th> <th>費用弁償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監査委員 識見を有する者から選任された委員</td> <td>月額 <u>62,500円</u></td> <td rowspan="2">飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成</td> </tr> <tr> <td>議会の議員の中から選任された委員</td> <td>日額 <u>13,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬	費用弁償	監査委員 識見を有する者から選任された委員	月額 <u>62,500円</u>	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成	議会の議員の中から選任された委員	日額 <u>13,000円</u>
区分	報酬	費用弁償															
監査委員 識見を有する者から選任された委員	月額 <u>45,000円</u>	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成															
議会の議員の中から選任された委員	日額 <u>6,500円</u>																
区分	報酬	費用弁償															
監査委員 識見を有する者から選任された委員	月額 <u>62,500円</u>	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成															
議会の議員の中から選任された委員	日額 <u>13,000円</u>																

		16年飛騨市条例第52号) 第4条の例による。
農業委員会委員 会長	月額15,000円に農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第8号)第6条第2項に規定する業務に従事した日数に日額6,000円以内で予算の範囲内で市長が定める額を乗じて得た額を加算した額	飛騨市職員等の旅費に関する条例(平成16年飛騨市条例第61号)市長等に支給する旅費の例による。
委員	月額12,000円に農業委員会等に関する法律第6条第2項に規定する業務に従事し	

		16年飛騨市条例第52号) 第4条の例による。
農業委員会委員 会長	月額15,000円に農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第8号)第6条第2項に規定する業務に従事した時間に時間額1,500円以内で予算の範囲内で市長が定める額を乗じて得た額を加算した額 なお、従事した時間は、30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。	飛騨市職員等の旅費に関する条例(平成16年飛騨市条例第61号)市長等に支給する旅費の例による。
委員	月額12,000円に農業委員会等に関する法律第6条第2項に規定する業務に従事し	

農地利用最適化推進委員	た日数に日額6,000円
	以内で予算の範囲内
	で市長が定める額を
	乗じて得た額を加算
	した額
月額12,000円に農業	
委員会等に関する法	
律第6条第2項に規	
定する業務に従事し	
た日数に日額6,000円	
以内で予算の範囲内	
で市長が定める額を	
乗じて得た額を加算	
した額	

農地利用最適化推進委員	た時間に時間額1,500
	円以内で予算の範囲
	内で市長が定める額
	を乗じて得た額を加
	算した額
	なお、従事した時間
	は、30分以上のときは
	1時間とし、30分未満
	は切り捨てるものと
	する。
月額12,000円に農業	
委員会等に関する法	
律第6条第2項に規	
定する業務に従事し	
た時間に時間額1,500	
円以内で予算の範囲	
内で市長が定める額	
を乗じて得た額を加	
算した額	
なお、従事した時間	
は、30分以上のときは	
1時間とし、30分未満	
は切り捨てるものと	

教育委員会委員	月額 23,000円
小中学校 嘱託 校医	年額100,000円に担当校の児童生徒数に200円を乗じて得た額を加算した額
小中学校 嘱託 歯科医	年額70,000円に担当校の児童生徒数に200円を乗じて得た額を加算した額
小中学校 嘱託 眼科医	年額70,000円に担当校の児童生徒数に200円を乗じて得た額を加算した額
小中学校 嘱託 薬剤師	年額33,000円に担当校の児童生徒数が1人から100人の場合は25,000円、101人から200人の場合は35,000円、201人から300人の場合は40,000円、301人から400人の場合は45,000円、401人以上

	する。
教育委員会委員	月額 23,000円
小中学校 嘱託 校医	年額100,000円に担当校の児童生徒数に200円を乗じて得た額を加算した額
小中学校 嘱託 歯科医	年額70,000円に担当校の児童生徒数に200円を乗じて得た額を加算した額
小中学校 嘱託 眼科医	年額70,000円に担当校の児童生徒数に200円を乗じて得た額を加算した額
小中学校 嘱託 薬剤師	年額33,000円に担当校の児童生徒数が1人から100人の場合は25,000円、101人から200人の場合は35,000円、201人から300人の場合は40,000円、301人から400人の場合は45,000円、401人以上

	<p>の場合は50,000円を加算した額</p> <p>保育園 嘱託 園医 年額50,000円に担当園の園児数に200円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>保育園 嘱託 歯科医 河合保育園、宮川保育園、山之村保育園 年額40,000円に担当園の園児数に200円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>上記以外の保育園 年額70,000円に担当園の園児数に200円を乗じて得た額を加算した額</p>
飛騨市福祉事務所嘱託医	月額 48,000円
選挙管理委員会委員	
委員長	日額 <u>7,500円</u>
その他の委員	日額 <u>7,000円</u>
固定資産評価審査会委員	日額 <u>6,500円</u>
公平委員会委員	日額 <u>6,500円</u>

	<p>の場合は50,000円を加算した額</p> <p>保育園 嘱託 園医 年額50,000円に担当園の園児数に200円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>保育園 嘱託 歯科医 河合保育園、宮川保育園、山之村保育園 年額40,000円に担当園の園児数に200円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>上記以外の保育園 年額70,000円に担当園の園児数に200円を乗じて得た額を加算した額</p>
飛騨市福祉事務所嘱託医	月額 48,000円
選挙管理委員会委員	
委員長	日額 <u>15,000円</u>
その他の委員	日額 <u>14,000円</u>
固定資産評価審査会委員	日額 <u>13,000円</u>
公平委員会委員	日額 <u>13,000円</u>

公務災害補償等認定委員会委員	日額 <u>6,000円</u>
公務災害補償等審査会委員	日額 <u>6,000円</u>
生活安全推進協議会委員	日額 <u>6,000円</u>
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 <u>6,000円</u>
行政不服審査会委員	日額 <u>6,000円</u>
特殊旅館等建築審査会委員	日額 <u>6,000円</u>
総合政策審議会委員	日額 <u>6,000円</u>
農村地域工業導入促進審議会委員	日額 <u>6,000円</u>
国民健康保険運営協議会委員	日額 <u>6,000円</u>
農業支援協議会委員	日額 <u>6,000円</u>
都市計画審議会委員	日額 <u>6,000円</u>

公務災害補償等認定委員会委員	日額 <u>12,000円</u>
公務災害補償等審査会委員	日額 <u>12,000円</u>
生活安全推進協議会委員	日額 <u>12,000円</u>
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 <u>12,000円</u>
行政不服審査会委員	日額 <u>12,000円</u>
特殊旅館等建築審査会委員	日額 <u>12,000円</u>
総合政策審議会委員	日額 <u>12,000円</u>
農村地域工業導入促進審議会委員	日額 <u>12,000円</u>
国民健康保険運営協議会委員	日額 <u>12,000円</u>
農業支援協議会委員	日額 <u>12,000円</u>
都市計画審議会委員	日額 <u>12,000円</u>

住宅建設等促進助成金交付審査委員会委員	日額 <u>6,000円</u>
公営住宅入居者選考委員	日額 <u>6,000円</u>
公民館運営審議会委員	日額 <u>6,000円</u>
文化財保護審議会委員	日額 <u>6,000円</u>
表彰審査委員会委員	日額 <u>6,000円</u>
防災会議委員	日額 <u>6,000円</u>
国民保護協議会委員	日額 <u>6,000円</u>
子ども・子育て会議委員	日額 <u>6,000円</u>
障害者自立支援市町村審査会委員	1回 15,000円
介護認定審査会委員	1回 15,000円
介護保険運営協議会委員	日額 <u>6,000円</u>

住宅建設等促進助成金交付審査委員会委員	日額 <u>12,000円</u>
公営住宅入居者選考委員	日額 <u>12,000円</u>
公民館運営審議会委員	日額 <u>12,000円</u>
文化財保護審議会委員	日額 <u>12,000円</u>
表彰審査委員会委員	日額 <u>12,000円</u>
防災会議委員	日額 <u>12,000円</u>
国民保護協議会委員	日額 <u>12,000円</u>
子ども・子育て会議委員	日額 <u>12,000円</u>
障害者自立支援市町村審査会委員	1回 15,000円
介護認定審査会委員	1回 15,000円
介護保険運営協議会委員	日額 <u>12,000円</u>

ふるさと景観保全 審議会委員	日額	<u>6,000円</u>
環境審議会委員	日額	<u>6,000円</u>
退職手当審査会委 員	日額	<u>6,000円</u>
国土利用計画審議 会委員	日額	<u>6,000円</u>
小口融資審査委員	日額	<u>6,000円</u>
有線放送番組審議 会委員	日額	<u>6,000円</u>
学校給食センター 運営委員会委員	日額	<u>6,000円</u>
保育所給食センタ ー運営委員会委員	日額	<u>6,000円</u>
共同街路照明施設 設置事業補助金審 査委員会委員	日額	<u>6,000円</u>
放置自動車等廃物 判定委員会委員	日額	<u>6,000円</u>
その他の非常勤の職員	1回あた りで定め るもの	15,000円以 内で規則で 定める額

ふるさと景観保全 審議会委員	日額	<u>12,000円</u>
環境審議会委員	日額	<u>12,000円</u>
退職手当審査会委 員	日額	<u>12,000円</u>
国土利用計画審議 会委員	日額	<u>12,000円</u>
小口融資審査委員	日額	<u>12,000円</u>
有線放送番組審議 会委員	日額	<u>12,000円</u>
学校給食センター 運営委員会委員	日額	<u>12,000円</u>
共同街路照明施設 設置事業補助金審 査委員会委員	日額	<u>12,000円</u>
放置自動車等廃物 判定委員会委員	日額	<u>12,000円</u>
その他の非常勤の職員	1回あた りで定め るもの	15,000円以 内で規則で 定める額

資 料

	時間額で 定めるもの	1,000円以 内で規則で 定める額			時間額で 定めるもの	1,500円以 内で規則で 定める額	
	日額で定 めるもの	6,000円以 内で規則で 定める額			日額で定 めるもの	15,000円以 内で規則で 定める額	
	月額で定 めるもの	166,000円 以内で規則 で定める額			月額で定 めるもの	166,000円 以内で規則 で定める額	
	年額で定 めるもの	100,000円 以内で規則 で定める額			年額で定 めるもの	100,000円 以内で規則 で定める額	
その他の非常勤の職員（医師その他の専門的かつ高度な知識、技術又は経験を有する者で規則で定めるものに限る。）	日額で定 めるもの	250,000円 以内で規則 で定める額	飛騨市職員等の旅費に関する条例市長等に支給する旅費の例による。	その他の非常勤の職員（医師その他の専門的かつ高度な知識、技術又は経験を有する者で規則で定めるものに限る。）	日額で定 めるもの	250,000円 以内で規則 で定める額	飛騨市職員等の旅費に関する条例市長等に支給する旅費の例による。

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について															
担当部	総務部															
提案理由	非常勤の特別職職員の報酬額の見直しに伴う改正															
制定改廃の根拠等	地方自治法第203条の2第1項第5号に基づく改正															
条例の概要	<p>【報酬額見直しの背景】</p> <p>岐阜県最低賃金が令和7年10月から1,065円になるなど、近年、賃金の上昇がつづいているが、市の標準的な報酬額は、飛騨市合併当時のままの運用となっていることから、報酬額の見直しへの声が高まっている。</p> <p>◆参考：岐阜県最低賃金（1時間当たり）</p> <p>H16 669円 → R7 1,065円 159%</p> <p>日額 6,000円 ÷ 8時間 = 750円（最低賃金 669円の112%）</p> <p>日額12,000円 ÷ 8時間 = 1,500円（最低賃金1,065円の141%）</p> <p>◆参考：市職員の初任給（月額）</p> <p>大卒 H16 170,700円 → R8 232,000円 136%</p> <p>高卒 H16 138,800円 → R8 200,300円 144%</p> <p>【報酬額見直しの概要】</p> <p>①標準的な報酬額の見直し</p> <p>日額6,000円を日額12,000円とし、時間区分を見直す（37委員）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 改正前 4時間未満(1/2) 3,000円 4時間以上(1/1) 6,000円 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">→</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;"> 改正後 2時間未満(1/4) 3,000円 2時間以上4時間未満(1/2) 6,000円 4時間以上(1/1) 12,000円 </td> </tr> </table> <p>②日額6,000円以外の見直し ※時間区分は上記①と同じ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 20%;">改正前</th> <th style="width: 30%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監査委員（議員）、固定資産評価審査会委員、公平委員会委員</td> <td>日額 6,500円</td> <td>日額13,000円</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会委員長</td> <td>日額 7,500円</td> <td>日額15,000円</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会委員</td> <td>日額 7,000円</td> <td>日額14,000円</td> </tr> </tbody> </table>	改正前 4時間未満(1/2) 3,000円 4時間以上(1/1) 6,000円	→	改正後 2時間未満(1/4) 3,000円 2時間以上4時間未満(1/2) 6,000円 4時間以上(1/1) 12,000円	区分	改正前	改正後	監査委員（議員）、固定資産評価審査会委員、公平委員会委員	日額 6,500円	日額13,000円	選挙管理委員会委員長	日額 7,500円	日額15,000円	選挙管理委員会委員	日額 7,000円	日額14,000円
改正前 4時間未満(1/2) 3,000円 4時間以上(1/1) 6,000円	→	改正後 2時間未満(1/4) 3,000円 2時間以上4時間未満(1/2) 6,000円 4時間以上(1/1) 12,000円														
区分	改正前	改正後														
監査委員（議員）、固定資産評価審査会委員、公平委員会委員	日額 6,500円	日額13,000円														
選挙管理委員会委員長	日額 7,500円	日額15,000円														
選挙管理委員会委員	日額 7,000円	日額14,000円														

③選挙執行にかかる非常勤特別職職員の見直し

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の日額を準用する

区分	改正前	改正後（現在の額）
選挙長	日額10,000円	日額12,200円
投票管理者	日額10,000円	日額14,500円
開票管理者	日額10,000円	日額12,200円
投票立会人	日額10,000円	日額12,400円
開票立会人	日額 8,000円	日額10,100円
選挙立会人	日額 8,000円	日額10,100円
期日前投票管理者	日額 9,000円	日額12,800円
期日前投票立会人	日額 9,000円	日額10,800円

④鳥獣被害対策実施隊員報酬を規則から条例に見直し

猟友会が市町村の区域を超える組織のため、飛騨3市1村や飛騨2市1村で統一を図る

改正前		改正後	
区分	報酬	区分	報酬
鳥獣被害対策実施隊員 銃猟免許所持者	年額8,250円 +活動時間× 1,000円	鳥獣被害対策実施隊員	・年額：30,000円（飛騨2市1村で統一） ・市長の要請による緊急銃猟出動：出動時間2時間までを20,000円とし、2時間を超えた場合には、当該時点及び当該時点を1時間超える毎に3,000円を加算した額（飛騨3市1村で統一） ・上記以外の市長の要請による出動：1回5,000円（飛騨2市1村で統一） ・市長が認める実施隊の組織的な活動：活動時間×1,170円（市独自 これまでの活動を継続）
鳥獣被害対策実施隊員 わな猟免許所持者	年額4,100円 +活動時間× 1,000円		
鳥獣被害対策実施隊員 銃猟・わな猟免許所持者	年額12,350円 +活動時間× 1,000円		

⑤活動時間に即した報酬への見直し（農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、スポーツ推進員）

会議ではない現地活動業務が多く、また、各個人の業務時間が様々であるため日額がそぐわない報酬の見直し

区分	改正前	改正後
農業委員会 会長	月額15,000円 +活動日数×日額6,000円 (4時間未満は3,000円)	月額15,000円 +活動時間×1,500円
農業委員会 委員	月額12,000円 +活動日数×日額6,000円 (4時間未満は3,000円)	月額12,000円 +活動時間×1,500円
農地利用最適 化推進委員	月額12,000円 +活動日数×日額6,000円 (4時間未満は3,000円)	月額12,000円 +活動時間×1,500円
スポーツ推進 委員	日額6,000円	・市会議：日額12,000円 ・スポーツ教室活動等：活動 時間×1,500円

⑥高度な識見が必要な職の報酬の見直し（1日あたり21,600円から30,000円への見直し）

年間勤務日数25日×30,000円÷12月＝月額62,500円

区分	改正前	改正後
監査委員 識見を有する者から選任され た委員	月額45,000円	月額62,500円

⑦その他

1. 上記にない月額、年額、1回あたりの報酬額については、不適当な報酬額とはなっていないため据え置き（12委員）
2. 保育所給食センター運営委員会委員については、令和7年第5回定例会にて関係条例廃止のため削除
3. 報酬額の見直しにあたっては、飛騨市特別職報酬等審議会を開催し、次の着眼点をもとに協議し承認をいただいた
 - ・業務内容に対する反対給付（報酬）として適当であるか
 - ・他の自治体との比較として適当であるか

資料

	<ul style="list-style-type: none">・財政負担の増加が適当であるか・民間における支給と比較して適当であるか <p>(第2条及び別表)</p>
市民への影響等	<ul style="list-style-type: none">・各種委員に対して、より適正な報酬額となる。・財政負担が増加する。
施行日	令和8年4月1日
備考	改正による影響額+2,009千円